

(1) 経過説明

- H18.11.29 「産科医療における無過失補償制度の枠組みについて」公表
(自由民主党政務調査会、社会保障制度調査会、医療紛争処理の
あり方検討会)
- H18.12.1 機構 理事会・評議員会において、状況報告
- H19.1.19 機構 担当理事会において、準備委員会及び準備室の設置につい
て、了承
- H19.1.25 関係者打合せ会議の開催、準備委員会及び準備室の設置について、
合意（厚生労働省、日本医師会、機構等）
- H19.2.6 平成18年度補正予算成立
- H19.2.15 機構「産科医療補償制度運営組織準備委員会」設置
機構「産科医療補償制度運営組織準備室」設置、室長等発令
- H19.2.23 「産科医療補償制度運営組織準備委員会」

産科医療における無過失補償制度の枠組みについて

平成 18 年 11 月 29 日
自由民主党政務調査会
社会保障制度調査会
医療紛争処理のあり方検討会

1 趣旨

- 分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つ。
- このため、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、
 - 1) 分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者に対して救済し、
 - 2) 紛争の早期解決を図るとともに、
 - 3) 事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図る仕組みを創設。

2 制度の運営主体

- 日本医師会との連携の下、「運営組織」を設置。
- 運営組織が、補償対象かの審査や事故原因の分析を実施。

3 制度の加入者

- 医療機関や助産所単位で加入。

4 保険料の負担と、これに伴う分娩費用の上昇した場合の対応

- 医療機関や助産所が、運営組織を通じて保険会社に保険料を支払う。
- 保険料の負担に伴い分娩費用が上昇した場合は、出産育児一時金での対応を検討。
- 保険料の支払いについては、医療機関や助産所にとって加入しやすいものとするため、関係者の合意により、出産育児一時金の受取代理の仕組みを活用する。

5 補償の対象者

- 補償の対象は、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性麻痺となった場合とする。なお、通常の分娩の定義や障害の程度、対象者の発生件数の調査など制度の詳細な仕組みについては、事務的に検討。

6 補償の額等

- 補償額については、保険料額や発生件数等を見込んで適切に設定。
- 現段階では、〇千万円前後を想定。

7 審査及び過失責任との関係

- 運営組織が、給付対象であるかどうかの審査を行うとともに、事故原因の分析を実施。
- 事故原因等については、再発防止の観点から情報公開。
- 過失が認められた場合には、医師賠償責任保険等に求償。

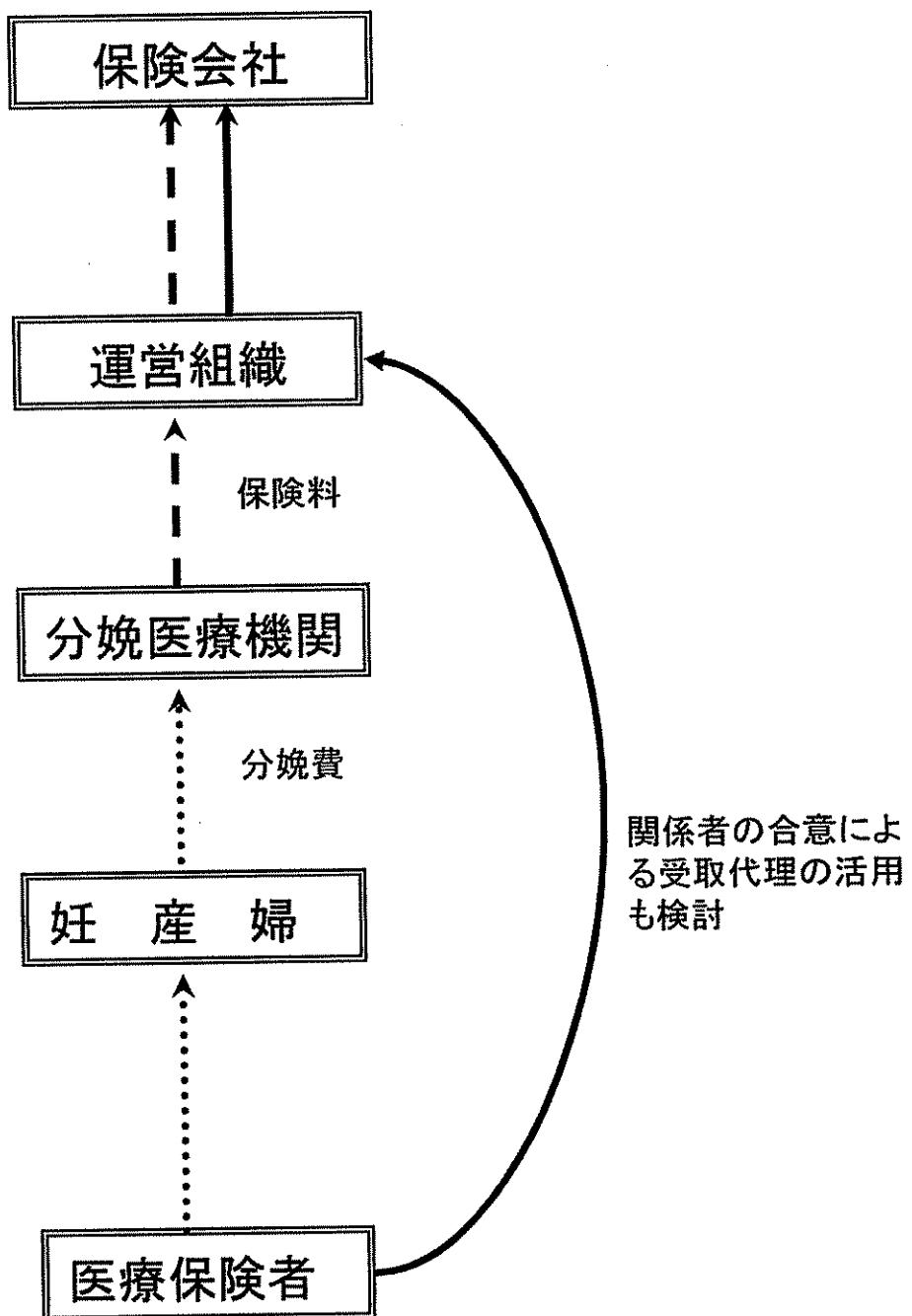
8 国の支援

- 産科医の確保や事故原因の分析を通じて安心できる産科医療が確保され、ひいては、少子化対策にも資することから、国は制度設計や事務に要する費用の支援を検討。

9 その他

- この制度は、喫緊の課題である産科医療についての補償制度の枠組みではあるが、今後、医療事故に係る届出の在り方、原因究明、紛争処理及び補償の在り方についても具体化に向けた検討を進める。

無過失補償制度にかかる費用の流れ



「産科医療補償制度運営組織準備委員会」規則

(委員会設置)

第1条 本財団に、産科医療補償制度の運用創設に向けて、補償制度等を構築するための体制を確保し、並びに制度の運営主体となる「運営組織」を決定するため、「産科医療補償制度運営組織準備委員会」（以下「準備委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 準備委員会は、産科医療補償制度の運用創設を達成するために必要な事項について審議する。

(組織等)

第3条 準備委員会は、30人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、理事長が委嘱し、その任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員長は、理事長が委員のうちから指名する。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長は、あらかじめ委員長代理を指名しておくことができる。

(準備委員会の開催)

第4条 準備委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 準備委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘事項)

第5条 委員は、委員会の審議の内容を他に漏らしてはならない。

(会議の非公開)

第6条 準備委員会の審議は、原則非公開とする。

(庶務)

第7条 準備委員会の庶務は、「産科医療補償制度運営組織準備室」において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、準備委員会の運営等に関し必要な事項は理事長が別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成19年2月15日から施行する。

「産科医療補償制度運営組織準備室」設置要綱
[理事長伺い定め]

(設置)

第1条 本財団に、「産科医療補償制度」の運用創設に向けて、制度の運営主体となる「運営組織」を策定し、補償制度等の構築に関する事務を処理するため、「産科医療補償制度運営組織準備室」（以下「準備室」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 準備室においては、産科医療補償制度の構築に係る企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(組織)

第3条 準備室に室長、室長補佐、係長、室員を置く。
2 準備室に、必要に応じ専門職等の職員を置くことができる。

(任命)

第4条 室長、室長補佐、係長、室員及び第3条第2項に係る職員については、理事長が任命する。

(部会の設置)

第5条 室長は、準備室の所掌事務に係る具体的な事項について検討するため、必要に応じて部会を設置できるものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、準備室の運営に必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月15日から施行する。

(2) 産科医療補償制度構築にかかる経緯等について

日本医師会
常任理事 木下 勝之

日本医師会における検討の経緯

昭和 47 年 3 月： 武見太郎元会長が「『医療事故の法的処理とその基礎理論』に関する報告書」の中で 3 項目の重要な提言を行っているが、その 2 番目の項目は、下記の通り。

「医師として過失がないのに不可避的に生ずる重大な被害に対するは、国家的規模で損害補償制度を創設し救済を図る。」

しかし、このようないわゆる無過失補償制度は、未だ存在せず、不運な障害を受けた患者や家族の精神的、経済的負担は極めて大きいものがある。

平成 16 年 12 月： この問題を検討するために日本医師会では、「医療に伴い発生する障害補償制度について検討するプロジェクト委員会」を設置した。

平成 18 年 1 月： 同委員会では、海外での実施事例等も研究した上で、わが国の現状を考え、「理想像としては全医療に無過失補償制度を実施することが望ましいが、基金面での限界もあることから、最も緊急性が高い『分娩に関連した脳性麻痺に対する補償制度』の先行実施を求める」内容の提言を行った。

平成 18 年 6 月： 上記の提言を具体化するために、日本医師会内に「分娩に関連する脳性麻痺に対する障害補償制度」の制度化に関するプロジェクト委員会を設置した。

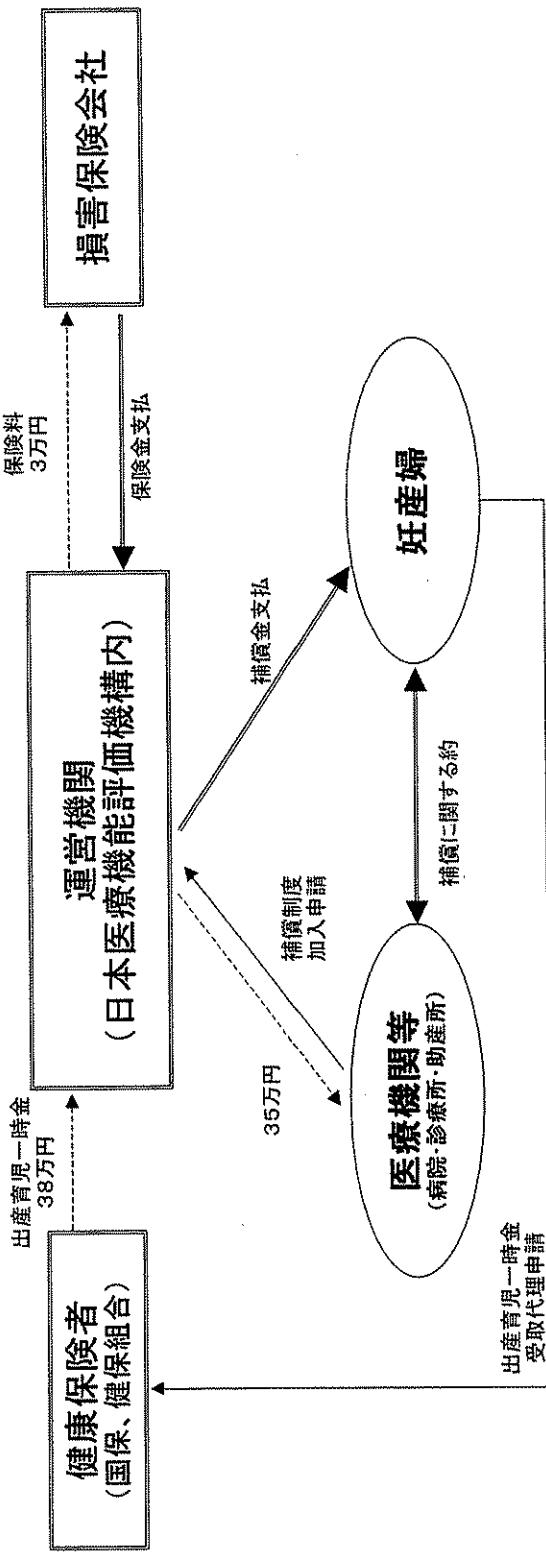
平成 18 年 8 月： 同委員会が鋭意検討を重ねた結果、本日配布されている答申書ができあがった。

平成 18 年 11 月： 上記の答申を受けて、日本医師会では、本制度を実現化すべく、厚生労働大臣はじめ、国会議員に精力的な働きかけを行い、自民党内の社会保障制度調査会「医療紛争処理のあり方検討会」にて制度の概要をまとめ、制度実現の見通しとなった。

産科医療における無過失補償制度 運営機関の業務内容について

運営機関の業務内容

1. 制度の加入窓口、受取代理窓口
 - 各医療機関からの加入申請を受付。各健康保険者からの受取代理関係書類の確認。
 - 出産育児一時金の受取代理窓口。健康保険者からの入金を医療機関、保険会社に振り分け。
 - 事故発生時の各妊婦の加入確認。
2. 補償に関する審査
 - 給付対象か否かを審査する審査会を運営し、給付可否を判断。
3. 補償金支払窓口、求償事務担当
 - 補償審査結果に基づき妊婦に対して補償金を支払。
 - 補償給付後に医師、医療機関の賠償責任が明らかになつた場合には、給付額を限度として被害者の有する請求権を代位取得する。(補償金支払時に被害者から求償に関する意書取り付け、医療機関に対して請求権の代位取得について明示)
4. 事故の検証、再発防止対策
 - 収集した事故データについて事故原因の分析を実施。
 - 事故原因等については、再発防止の観点から情報公開。
5. 今后の適正な保険料、補償水準の算定のためのデータ収集
 - 過去の研究データや補償審査データに基づき、事故発生確率を把握
 - 収集データ等を基に適切な補償金額等を設定



(表紙のみ)

医療に伴い発生する障害補償制度検討委員会

答 申

医療に伴い発生する障害補償制度の創設をめざして

平成18年1月

日本医師会

医療に伴い発生する障害補償制度検討委員会

(表紙のみ)

「分娩に関する脳性麻痺に対する障害補償制度」の制度化
に関するプロジェクト委員会

答申

分娩に関する脳性麻痺に対する障害補償制度について

平成18年8月

日本医師会

「分娩に関する脳性麻痺に対する障害補償制度」の制度化
に関するプロジェクト委員会

(3) 産科医療補償制度構築に向けてのこれまでの取り組みと検討課題

1. これまでの取り組み状況

○ 平成18年11月29日

自由民主党「医療紛争処理のあり方検討会」において、「産科医療における無過失補償制度の枠組みについて」を公表
公明党「医療事故に係る無過失補償制度とADRに関する検討ワーキングチーム」においても同様の結論

○ 平成18年12月24日

平成18年度補正予算政府予算案に「産科無過失補償制度支援事業」の
計上（閣議決定）
※「枠組み」における「8 国の支援」の一環として要求

○ 平成19年 2月 6日

平成18年度補正予算の成立

2. 制度構築に向けての主な検討事項

① 脳性麻痺児の発生率等の詳細調査

- ・ 調査手法の検討〔調査対象地域、調査項目、調査票等〕
- ・ 調査の実施〔調査協力者への依頼、調査票記入等〕
- ・ 調査票回収
- ・ 調査結果集計

② 補償対象者の範囲

③ 補償額、保険料等の設定

④ 保険商品の設計

⑤ 審査体制

⑥ 保険料徴収の仕組み等

⑦ 事故情報還元の仕組み

産科医療における無過失補償制度の枠組みについて

平成 18 年 11 月 29 日
自由民主党政務調査会
社会保障制度調査会
医療紛争処理のあり方検討会

1 趣旨

- 分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つ。
- このため、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、
 - 1) 分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者に対して救済し、
 - 2) 紛争の早期解決を図るとともに、
 - 3) 事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図る仕組みを創設。

2 制度の運営主体

- 日本医師会との連携の下、「運営組織」を設置。
- 運営組織が、補償対象かの審査や事故原因の分析を実施。

3 制度の加入者

- 医療機関や助産所単位で加入。

4 保険料の負担と、これに伴う分娩費用の上昇した場合の対応

- 医療機関や助産所が、運営組織を通じて保険会社に保険料を支払う。
- 保険料の負担に伴い分娩費用が上昇した場合は、出産育児一時金での対応を検討。
- 保険料の支払いについては、医療機関や助産所にとって加入しやすいものとするため、関係者の合意により、出産育児一時金の受取代理の仕組みを活用する。

5 補償の対象者

- 補償の対象は、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性麻痺となった場合とする。なお、通常の分娩の定義や障害の程度、対象者の発生件数の調査など制度の詳細な仕組みについては、事務的に検討。

6 補償の額等

- 補償額については、保険料額や発生件数等を見込んで適切に設定。
- 現段階では、〇千万円前後を想定。

7 審査及び過失責任との関係

- 運営組織が、給付対象であるかどうかの審査を行うとともに、事故原因の分析を実施。
- 事故原因等については、再発防止の観点から情報公開。
- 過失が認められた場合には、医師賠償責任保険等に求償。

8 国の支援

- 産科医の確保や事故原因の分析を通じて安心できる産科医療が確保され、ひいては、少子化対策にも資することから、国は制度設計や事務に要する費用の支援を検討。

9 その他

- この制度は、喫緊の課題である産科医療についての補償制度の枠組みではあるが、今後、医療事故に係る届出の在り方、原因究明、紛争処理及び補償の在り方についても具体化に向けた検討を進める。

○ 産科無過失補償制度支援事業

平成18年度補正予算額

110,348千円

1. 要 旨

分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つであると考えられる。

このため、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者に対して救済し、紛争の早期解決を図るとともに、事故の分析を通して産科医療の質の向上を図る仕組みの創設が検討されているところである。

この産科におけるいわゆる無過失補償制度の創設に向け、調査・制度設計等ための支援を行う。

2. 事業概要

(1) 発生率調査

全国の産婦人科、産科、小児科等を標ぼうする医療施設に対し調査を行い、対象事案の発生率等の検討を行う。

(2) 補償制度詳細設計

補償の対象や保険商品の詳細検討、保険料の徴収・支払システム及び保険料管理システム等の検討を行う。

(3) 業務マニュアル検討

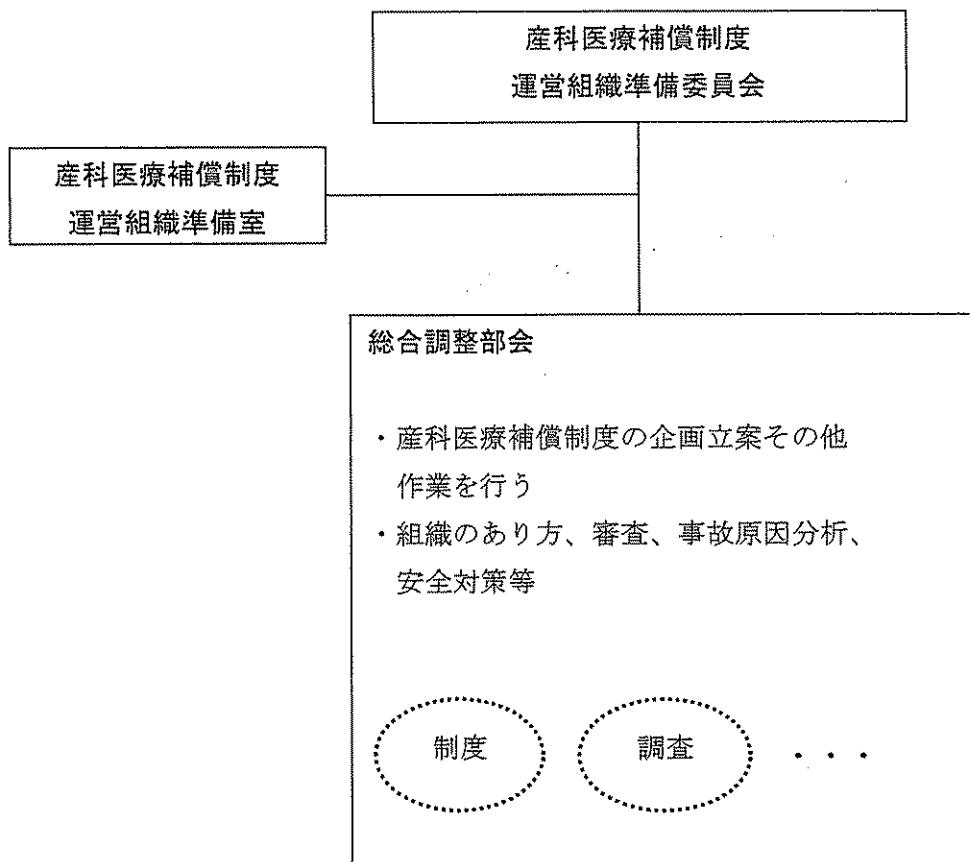
実施主体となる組織が速やかに事業開始に至ることができるよう、詳細な業務マニュアルにつき検討を行う。

(4) 原因分析検討

再発防止の観点から、事業開始後に収集される事案について事故原因等の分析が行えるよう、分析方法等の検討を行う。

(4)今後の進め方等について

ア. 総合調整部会及びワーキンググループ(WG)の設置



イ. 今後のスケジュール

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 3月中旬～ | 部会により、検討開始 |
| 4月上旬 | 第2回準備委員会 開催 (患者団体等からのヒアリングを予定) |
| 4月以降 | 課題等について検討、調整 委員会、部会開催 方針決定 |

カ 検討課題及びスケジュールイメージ(案)

